

## 公園みどり推進課における共催および後援の名義使用承認に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は公園みどり推進課が共催および後援（以下「後援等」という。）の名義使用を承認することに関し、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱で後援等とは、第4条に規定する申込適格を有する者が第5条に規定する基準を満たすものとして申し込まれた事業を市が支援することをいう。

2 この要綱において、後援等の用語の意義は次の各号に定める通りとする。

- (1) 共催 団体等と市がともに事業の主体となって相互の役割、経費の分担および応分の社会的責任を負い、共同で事業を行うこと。
- (2) 後援 団体等が主催する事業に対して、経費の分担を伴わず、単に市が事業の趣旨に賛同し、奨励の意を表すことにより支援すること。

### (申込み)

第3条 後援の名義を使用しようとする者は、第1号から第7号までに掲げる事項を記載した申込書（様式第1号）に第8号に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 申込者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所又は代表者の所在地）
- (2) 事業の名称及び目的
- (3) 主催者の名称及び所在地
- (4) 事業の実施期間及び名義の使用期間
- (5) 事業の実施場所
- (6) 他に後援等の名義使用を申し込みしている団体名
- (7) 名義の使用方法
- (8) 事業計画書、事業収支計画書

2 共催の名義を使用しようとする者は、市長が団体等の実施する事業が前条第2項第1号に該当すると認める場合には前項の手続きを省略し、申し出により使用することができる。

### (申込適格)

第4条 後援等の名義使用は、次の各号のいずれかに該当する事業を行おうとする者に限り、申し込むことができる。

- (1) 市が推進する施策、事業に関連する事業

- (2) 市の行政委員会等が主催する事業
- (3) 市が助成、育成等を行っている団体が主催する事業
- (4) 売名及び営利を目的としない団体が行う事業（ただし、営利団体であってもその事業に公共性が認められる場合を含む。）

（承認基準）

第5条 市長は、次の各号に掲げる基準を満たすと認めたものに限り、後援等の名義使用の承認をすることができる。

この場合、市長は後援等名義使用承認通知書（様式第2号）により、当該団体等に通知するものとする。

- (1) 公園みどり推進課が所管する施策の推進および地域の向上発展に寄与すること。
- (2) 公共の福祉に寄与すること。
- (3) 事業が広く市民の参加を求めるものであること（参加者が少人数又は限られた範囲の小規模な行事は除く。）。
- (4) 事業の開催場所において、公衆衛生、安全管理、災害防止等に関する措置が講じられていること。
- (5) 政治的、宗教的活動に類する行為がないと認められるものであること。
- (6) 選挙等に関連する売名行為でないと認められるものであること。
- (7) 後援等の名義を利用し、金品の寄付、援助、事業参加等の強要のおそれがないと認められるものであること。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の利益になり、又はなるおそれがあると認めるものではないこと。
- (9) その他市長が特に不相当と認めたものでないこと。

2 市長は、前項各号に掲げる基準を満たすと認められない場合は、後援等名義使用不承認通知書（様式第3号）により、当該団体等に通知するものとする。

（承認条件）

第6条 市長は、この要綱に基づき後援の名義の使用を承認する場合に、次の条件を付加する。

- (1) 事業の実施にあたっては、政治的、宗教的活動に類する行為は行わないこと。
- (2) 売名及び営利を目的としないこと。
- (3) 名義を印刷したすべての印刷物の一部を参考資料として市長に提出すること。
- (4) 事業の実施にあたって生じた事故、災害等については、すべて主催者（申込者）の責任において処理すること。

- (5) 豊中市都市公園条例第6条（禁止行為）を遵守すること。
- (6) その他市長が特に必要と認めて指示する事項を遵守すること。

2 市長は、この要綱に基づき共催の名義の使用を承認する場合に、前項第1号、第3号、第5号、第6号の条件を付加する。

（報告）

第7条 後援等の名義の使用承認を受けた者は、当該事業終了後1か月以内に、豊中市後援等名義使用報告書（様式第4号）に、次の各号に掲げる書類を添付して提出するものとする。ただし、公園みどり推進課所管事業の実施団体で、事業に基づく協定等を締結している場合は、協議により提出を省略することができる。

- (1) 事業実施結果概要
- (2) 事業等の収支決算書
- (3) プログラム・ポスター・チラシ等の印刷物

（承認の取消し）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合、後援等名義使用承認取消通知書（様式第5号）によりその承認を取り消すものとする。

- (1) 第3条の規定による申し込みの内容が虚偽と認められる場合
- (2) 第6条の規定により付された承認条件に違反したと認められる場合
- (3) その他市長が後援等の名義使用を著しく不適切と判断した場合

2 承認の取消しにより団体等に損害が生じた場合、市はその賠償の責めを負わない。

3 第1項の規定により承認が取り消された事業等または事業等の実施後に第1項に該当することが明らかになった事業等については、その事実が明らかになった以降、後援等の名義使用を承認しないものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、後援等に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

(様式第1号)

豊中市後援等名義使用申込書

年 月 日

豊中市長あて

住所

名前

下記事業の開催にあたり、豊中市後援等名義の使用の承認をお願いします。

事業名称	
実施日時	
名義使用方法	
名義使用期間	
名義使用方法	
実施場所	
主催団体	(団体名) (事務局の住所) 〒  (代表者)  (電話)
事業目的	
後援等の名義使用をする 他の団体	

注：豊中市暴力団排除条例に基づき暴力団の排除を図るために必要があると認めるときは、申込書等に記載されている情報を豊中警察署長又は豊中南警察署長に提供することがあります。また、役員名簿の提出を求めることがあります。

(様式第2号)

豊環公第 号  
年 ( 年) 月 日

豊中市長  
(公印省略)

豊中市後援等名義使用承認通知書

年 月 日付で申し込みのあった後援名義の使用申し込みについて、下記の条件をもって後援等の名義の使用を承認しますので通知します。

記

事業名称

実施日時

実施場所

主催団体

事業目的

使用名義区分 後援

<条件>

- (1) 事業の実施にあたっては、政治的、宗教的活動に類する行為は行わないこと。
- (2) 売名及び営利を目的としないこと。
- (3) 名義を印刷したすべての印刷物の一部を参考資料として市長に提出すること。
- (4) 事業の実施にあたって生じた事故、災害等については、すべて主催者（申込者）の責任において処理すること。
- (5) 豊中市都市公園条例第6条（禁止行為）を遵守すること。
- (6) その他市長が特に必要と認めて指示する事項を遵守すること。
- (7) 上記(1)～(6)を遵守されない場合、公園みどり推進課における共催および後援の名義使用承認に関する要綱第8条の定めにより、使用承認を取り消すことがあります。その際、使用承認を取り消した事実を市ホームページ等で公表することがあります。

(様式第2号)

豊環公第 号  
年 ( 年) 月 日

豊中市長  
(公印省略)

### 豊中市後援等名義使用承認通知書

年 月 日付で申し込みのあった後援等の名義の使用申し込みについて、  
下記の条件をもって後援等の名義の使用を承認しますので通知します。

#### 記

事業名称

実施日時

実施場所

主催団体

事業目的

使用名義区分 共催

#### <条件>

- (1) 事業の実施にあたっては、政治的、宗教的活動に類する行為は行わないこと。
- (2) 名義を印刷したすべての印刷物の一部を参考資料として市長に提出すること。
- (3) 豊中市都市公園条例第6条（禁止行為）を遵守すること。
- (4) その他市長が特に必要と認めて指示する事項を遵守すること。

(様式第3号)

豊環公第 号  
年 ( 年) 月 日

豊中市長  
(公印省略)

豊中市後援等名義使用不承認通知書

年 月 日付で申し込みのあった後援等の名義の使用申し込みについて、  
下記の理由により後援等の名義の使用を承認しませんので通知します。

記

不承認の理由 公園みどり推進課における共催および後援の名義使用承認に関する要綱  
第5条第1項第 号に抵触するため

(様式第4号)

豊中市後援等名義使用報告書

年 月 日

豊中市長あて

住所  
名前

年 月 日付豊環公第 号で豊中市後援等名義の使用承認を受けた事業が終了しましたので、公園みどり推進課における共催および後援の名義使用承認に関する要綱第7条に基づき、下記のとおり報告します。

事業名称	
実施日時	
実施場所	
事業参加者数	
添付資料	(1) 事業実施結果概要 (2) 事業等の収支決算書 (3) プログラム・ポスター・チラシ等の印刷物



(様式第5号)

豊環公第 号  
年 ( 年) 月 日

豊中市長  
(公印省略)

豊中市後援等名義使用承認取消通知書

年 月 日付豊環公第 号で承認した後援等名義の使用について、  
下記の理由により後援等名義の使用承認を取り消しますので通知します。

なお、後援等名義の使用承認を取り消した事実を市ホームページ等で公表することがあります。

記

取消の理由 公園みどり推進課における共催および後援の名義使用承認に関する要綱  
第8条第1項第 号に抵触するため